第３号意見書案

動物虐待や生活環境被害発生時への対応強化に関する意見書

　動物虐待に関しては、令和元年６月、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」という。）の改正において、罰則の強化等がされたにもかかわらず、全国的に動物取扱業者による動物虐待事案が後を絶たない。大阪府においても、令和５年２月に、動物取扱業者が動物虐待の疑いで逮捕され、多頭飼育されていた犬の健康と安全を緊急に確保する必要に迫られた事案が発生したところである。

現在の動愛法では、適切に飼養管理していない所有者に対して、事態を改善させるための勧告・命令・立入検査や罰則の規定はあるものの、所有権や財産権等の制約が伴うため、所有者が同意しない限り、動物を保護するためには所有権放棄を働きかけるしかない。

また、立入調査時に悪臭や不快を感じた場合でも、臭気や温度・湿度等の環境要因にかかる動物の健康を損なう客観的な指標がないため、指導には限界がある。

さらに、法違反疑いの動物取扱業者への業務停止や登録取り消しまでには一定期間を要しており、不適切な事業者へのより厳格な対処が求められている。

　よって、国においては、動物虐待や生活環境被害発生時への対応を強化するため、下記の内容について強く求める。

記

１　飼い主が動物虐待疑いで逮捕される等、動物の所有者としての義務を果たさない事実を司法機関が一定認めた場合には、行政が緊急保護できるよう、所有者の権利を制限する必要な法・制度を整備するとともに、所要の財政支援を行うこと。

２　虐待のおそれや周辺住民への生活環境被害がある場合は、行政が立入調査を円滑に実施できるようにするため、警察官の援助が得られるよう法整備を行うこと。

３　臭気・温度・湿度等の環境要因が犬猫へ与える影響についての調査研究を行い、具体的な環境基準を設定するとともに、環境基準に違反した動物取扱業者に対し、業務停止処分を科す法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和６年11月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

各あて

財務大臣

環境大臣

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

大阪府議会議長

中谷　恭典